

令和5年度
介護サービス事業所に対する集団指導

介護予防・日常生活支援総合事業
事業所運営等に係る留意点について

1. 令和6年度介護報酬改定について

(1) 令和6年4月以降の単位数等について

令和6年度介護報酬改定に伴い、当市の介護予防・日常生活支援総合事業費の改定を行うこととなりました。令和6年4月以降の単位数等は、以下のとおりです。

区 分		改定前	改定後
訪問型	現行相当（1月あたり）	1,176 単位／月 2,349 単位／月 3,727 単位／月	改定なし
	サービスA	231 単位／回	改定なし
	サービスB	600 円／1時間 300 円／30分	改定なし
	短期集中予防サービスC	利用者負担なし	改定なし
通所型	現行相当（1月あたり）	1,672 単位／月 3,428 単位／月	1,798 単位／月 3,621 単位／月
	短期集中予防サービスC	利用者負担なし	改定なし

本市の総合事業の報酬等につきましては、[海南市ホームページ](#)

[ホーム](#)▶[各部署のご案内](#)▶[くらし部](#)▶[高齢介護課](#)▶[介護事業所へのお知らせ](#)▶[介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）事業所向け](#)▶[介護予防・日常生活支援総合事業の指定基準等について（R6.4.1～）](#)

にも掲載いたしておりますのでご確認ください。

※なお、令和6年4月サービス分以降のサービスコード及び単位数マスタは、後日、海南市ホームページ上に掲載する予定です。掲載し次第、お知らせいたします。

(2) 各種基準について

海南市においては、介護予防訪問介護相当サービス及び介護予防通所介護相当サービスの「人員、設備及び運営に関する基準」及び「費用の額の算定に関する基準」については、厚生労働省の基準に準ずることとしています。

また、訪問介護サービスAの「人員、設備及び運営に関する基準」については、介護予防訪問介護相当サービスの「人員、設備及び運営に関する基準」と同等です。

2. 主な変更点（令和6年度介護報酬改定に準じた見直し）

①管理者の責務及び兼務範囲の明確化

管理者の責務について、利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握しながら、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令を行うことである旨を明確化した上で、管理者が兼務できる事業所の範囲について、管理者がその責務を果たせる場合には、同一敷地内における他の事業所、施設等ではなくても差し支えない旨を明確化する。

②身体的拘束等の適正化の推進

身体的拘束等の更なる適正化を図る観点から、

- ・利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない こととし、
- ・身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録する ことを義務付ける。

③「書面掲示」規制の見直し

事業所の運営規程の概要等の重要事項等について、「書面掲示」に加え、原則として重要事項等の情報をウェブサイト（法人のホームページ等）に掲載・公表しなければならないこととする。

④高齢者虐待防止の推進（高齢者虐待防止措置未実施減算の新設）

虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、基本報酬を減算する。

⑤業務継続計画未策定事業所に対する減算の導入

感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合、基本報酬を減算する。（R7.3.31までの間、感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。訪問系サービス、福祉用具貸与、居宅介護支援については、R7.3.31までの間、減算を適用しない。）

⑥介護職員の処遇改善

現行の3つの加算を統合し、各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の新たな「介護職員等処遇改善加算」に一本化を行う。（施行は令和6年6月から）

3. その他

お問合せについて

・介護サービスの人員・設備・運営基準、介護報酬等についてご質問がある場合は、海南市ホームページに掲載しております『質問票』により、EメールまたはFAXで高齢介護課 指定・指導係までお問合せください。

なお、ご質問の前に、各種基準や厚生労働省のQ&A等を必ずご確認ください。

※法令・基準等については、「厚生労働省法令等データベースサービス (<https://www.mhlw.go.jp/hourei/>)」でご確認ください。